

自習室個席の清掃・原状復帰についての Q&A

Q1 新しく指定された4月1日以降の席を旧個席の清掃・原状復帰が終わっていれば3月中に使用しても構わないか？

A1 新個席の利用は私物の移動も含めて4月1日からとすること。

Q2 新個席へ移動するためにまとめた私物はロッカーで保管しなければならないか？

A2 原則はロッカーでの保管である。特に本年は工事、清掃業者の入る可能性があるので、なるべく物を置かないようにすることが望ましい。

ただし、ロッカーに入りきらないなどの事情がある場合で、新個席への私物の移動を新学期の開始後にスムーズに行えるものは、原状復帰後にまとめた私物を旧個席の足元に置いておいてもよい。ただし、まとめた私物に氏名といつ頃移動する予定かを記載した紙等を貼っておくなどすること。(様式は任意で貼るのは一か所でよい) 表示がないと置き捨てとみなされる場合があるので留意すること。

Q3 帰省等で4月1日にすぐに私物の移動ができない場合でも、原状復帰後にまとめた私物を旧個席の足元に置いておいてもよいか。

A3 授業開始日前日(4月4日(木))を限度としたい。それまでは、新規に指定された個席に旧個席者の私物がまとめて置いてある場合は、大目に見て頂きたい。その後引き取りに来ない場合は残置物と同じ扱いとし、撤去を申し出てよい。

Q4 旧個席の清掃・原状復帰を行おうとしたら、自身の指定席に他の学生の私物が置いてあった。どうすればよいか？

A4 本来、予告なしに撤去されても仕方がないことである。しかし、日数に余裕がある場合は、教育支援室でポリ袋を受けとり、その中に他の学生の私物をまとめて、「〇〇までに引き取りがない場合は撤去する」と、予告の張り紙(様式任意)をして頂きたい。(撤去予告日は可能であれば、張り紙をしてから概ね1週間程度が望ましい。) そのまま

引き取りに来ない場合は、ポリ袋に個席番号、撤去日を記入した上で、法4号館自習室の場合は教育支援室、第2本部棟自習室の場合は第2自習室入口近くのテーブルに置いておいて頂きたい。

あわせて、個席原状復帰完了届には、備考欄に他の学生の私物があつたことと撤去日を記載して頂きたい。

また、個席には、撤去月日を記載した上で、指定者以外の者の私物を撤去したこと、清掃・原状復帰が済んでいることを記載した張り紙（様式任意）をしておいて頂きたい。

なお、他の学生の個席に置いてあつた私物が紛失したような場合は、一切は置いた者の責任である。言うまでもないが、指定された個席以外を勝手に利用したり、私物を置いたりしないこと。

Q5 学位記伝達式で、学生証を返却した後は法4号館自習室へは入館できないのか。

A5 学生証返却後に清掃等で法4号館自習室に入室したい場合は、法3号館受付から入館し、受付の方に申し出ること。学位記の写しや運転免許証等証明するものを携行しておくこと。